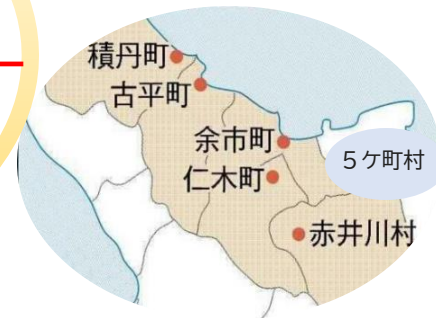


相談機能について

北後志圏域地域生活支援拠点における
相談機能はしりべし圏域総合支援センター
(基幹相談支援センター) に
コーディネーターを配置しています。



● 緊急時前支援

緊急時のリスクが高い障がい児者の把握に努め、訪問や面談といったアセスメントを行い、障がい児者の特性や家庭の状況などの情報に基づいて、短期入所やグループホームの利用を促すなど、緊急時の円滑な支援や、緊急に至ることを未然に防ぐための支援及び支援体制づくりを行います。

● 緊急時支援

緊急時支援では、在宅の障がい児者世帯で、介護者が事故や病気などにより一時的に介護ができない場合など緊急の事態に、当該障がい児者の受入れ施設、あるいは受入れに必要な支援員などの連携調整を行います。

● 緊急時後支援

障がい児者が、できるだけ早期に地域での生活に復帰するため、相談支援専門員などと連携して障がい福祉サービスの利用につなげるなどの支援を行います。



基幹相談支援センター

特定非営利活動法人

しりべし圏域総合支援センター

〒046-0003

北海道余市郡余市町黒川町 10 丁目 3 番地 8

電話: 0135-48-5900

FAX: 0135-48-5901

<http://shiribeshi.jp/>

メール: shiribeshi.soudan@song.ocn.jp



基幹相談支援センター

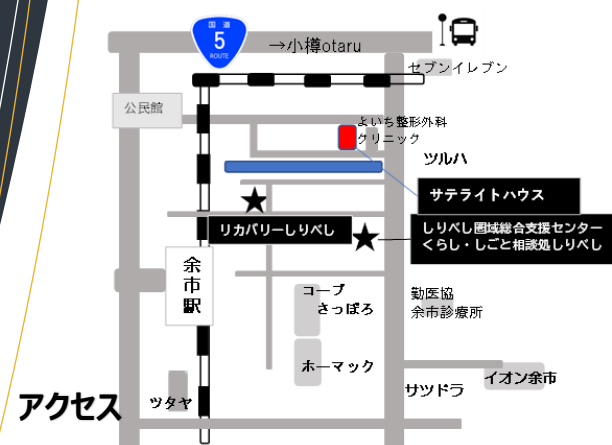
特定非営利活動法人活動法人

しりべし圏域総合支援センター



きたしりべしちい きせいかつし えんきよてん
北後志地域生活支援拠点

北後志地域
地域生活支援
拠点のご案内



北後志地域生活支援拠点とは…

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

主な機能は、①相談機能②緊急時の受入れ・対応③体験の機会・場

④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり の5つとなり、

北後志圏域5ヶ町村（余市町・仁木町・古平町・積丹町・赤井川村）が共同で整備しています。

① 相談機能

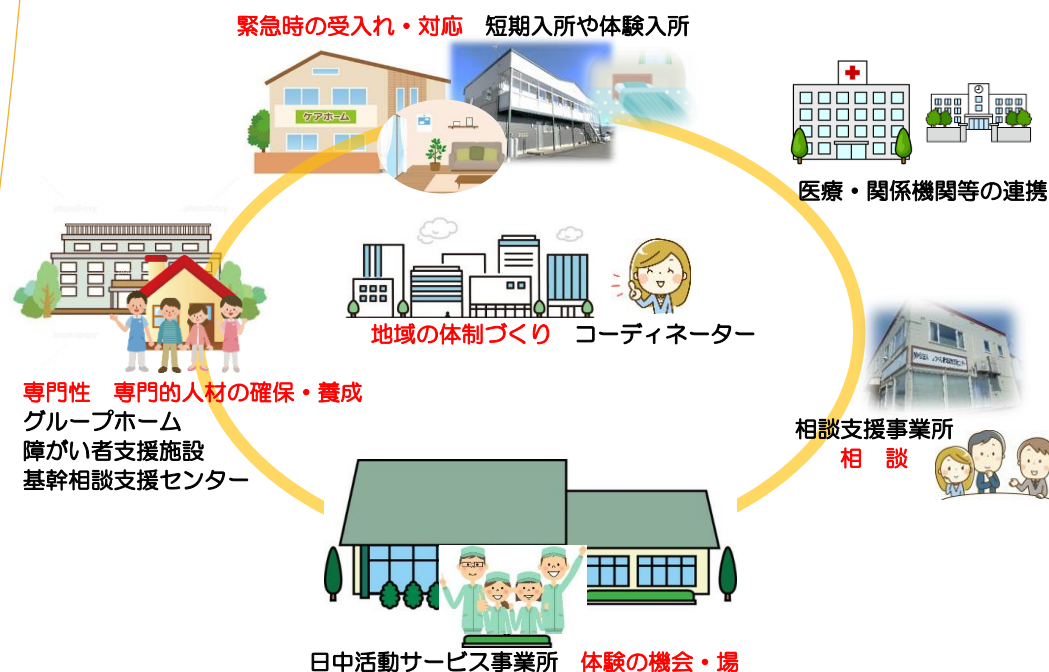
緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、障害の特性などに起因して生じた緊急の事態などに必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能です。

② 緊急時の受入れ・対応

短期入所などを活用した常時の緊急受入体制などを確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化などの緊急時の受入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能です。

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助などの障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です。



北後志地域自立支援協議会を活用し研修や学習会をおこなっています。



④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や、行動障がい有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能です。

⑤ 地域の体制づくり

コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築などを行う機能です。

専門的人材の確保・養成や地域の体制づくり

関係機関相互が、互いの機能を理解した上で、創意工夫により連携し、必要なサービス提供体制を構築することができるよう情報共有や必要な学習の機会として、北後志地域自立支援協議会を活用します。



緊急時の受入れ・対応・体験の機会の場について

北後志地域生活支援拠点に登録している、北後志圏域にある短期入所などの障がい福祉サービス事業所やその他、居住の機能を有する機関になります。一人暮らし体験ができる場もあります。



地域で支え合う体制づくりをおこないます。